

住まいの困り事や事業者などを支援 補助金の活用を

予算に達し次第、受け付けを終了します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。帯状疱疹ワクチン費用、人間ドック費用については本紙 12 ページ、高齢者向け電話機の購入補助は 33 ページをご覧ください。

住宅

● 住宅リフォーム工事に補助

☎ 建築住宅課 ☎027-898-6833

市内の施工業者に依頼する個人住宅のリフォーム工事を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす住宅、建築年の古い順に 600 件。①着工前②築 20 年以上経過している③所有者か家族が居住（住民登録）している④市内業者が実施する税抜き 20 万円以上の工事⑤市税の滞納をしていない⑥過去に住宅リフォーム補助を受けていない

● 空き家対策に補助

☎ 建築住宅課 ☎027-898-6081

空き家とは、居住していた人がいなくなつてからおおむね 1 年以上経過した戸建て住宅。事前相談がない場合や着工後の申請は、受け付けできません。

● A 老朽空き家解体補助

昭和 56 年 5 月 31 日以前に旧耐震基準で建築された住宅の解体工事費の一部を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす空き家。①市内業者が実施する解体工事②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅

補助額 = 税抜工事費の 3 分の 1 以内（上限 25 万円）



● 鉛製給水管取り替え工事に補助

☎ 水道整備課 ☎027-898-3043

鉛製給水管は長時間水道を使用しなかった場合、わずかに鉛が溶け出したり、老朽化などによる漏水の原因になったりします。このため取り替え工事を推奨。工事費の一部を補助します。本市指定の給水管装置工事業者に依頼してください。また、長時間水道を使用しなかった時は、使い始めのバケツ 1 杯程度を飲み水以外の雑用水に使用してください。なお、大胡・宮城・粕川・富士見地区では、鉛製給水管は使用されていません。

補助額 = 2 分の 1 以内（上限 15 万円）

補助額 = 3 分の 1 以内（上限 10 万円）

資料の配布 = 市役所建築住宅課で。本市ホームページからダウンロードもできます

☎ 5 月 11 日(月)～6 月 10 日(水)に二次元コードの申し込みフォームで



ホームページ



申し込みフォーム

● B 空き家リフォーム補助

空き家を住宅として活用するための改修工事費の一部を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす空き家。①空き家を購入や相続で取得し、リフォーム後に居住する②市内業者が実施する工事③昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅は、耐震工事を実施する

補助額 = 税抜工事費の 3 分の 1 以内（上限 50 万円）

● C 空き家バンク家財処分補助

空き家バンクに登録後、契約成立した物件の家財道具などの処分費の一部を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす物件。①本市空き家バンクに登録し契約が成立した物件②本市一般廃棄物収集業者名簿に登録されている市内業者が実施

補助額 = 税抜費用全額（上限 10 万円）

☎ A B は 4 月 15 日(水)から市役所建築住宅課で事前に相談してください



A Bはこちら



Cはこちら

農業

● 生分解性マルチ購入を支援

☎ 農政課 ☎027-898-6707

環境に配慮した農業を推進するため、廃プラスチックの排出抑制につながる、生分解性マルチの購入費の一部を補助します。

☎ 市内の農業者

補助額 = 3 分の 1 以内（上限〈法人〉30 万円〈個人〉5 万円）

☎ 来年 2 月 26 日(金)までに農政課へ



● 有機 JAS 認証の取得を支援

☎ 農政課 ☎027-898-6707

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学肥料や農薬に頼らず、環境に配慮した栽培方法を目指す、有機 JAS の認証取得費の一部を補助します。

☎ 市内の農業者など

補助額 = 2 分の 1 以内（上限 7 万 5,000 円）

☎ 農政課へ



● 園芸農家の高温対策を支援

☎ 農政課 ☎027-898-6707

園芸品目（野菜・果樹・花き）の高温対策として、かん水や換気・空気冷却、遮光・遮熱に関する資材・機器などを導入する市内園芸農家を支援します。

補助額 = 10 分の 3 以内（上限 50 万円）

☎ 12 月 26 日(土)までに農政課へ



● 木を枯らすクビアカ対策に補助

☎ 農政課 ☎027-898-6707

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモなどの木の内部を食い荒らす特定外来生物です。果樹・花き生産者が実施するクビアカツヤカミキリの防除経費の一部を補助します。

補助額 = 2 分の 1 以内（上限 5 万円）

☎ 農政課へ



事業者など

● 補助・支援制度を冊子で紹介

事業者や起業家などを対象にした本市の補助制度や支援制度を冊子「産業サポートガイド」にまとめました。

主な事業者向け補助制度は下表のとおり。

☎ 産業サポートガイド、
①～⑥については産業政策課 ☎027-898-6983
⑦については企業立地推進課 ☎027-898-6984



補助制度の名称	受付期間	対象者	対象経費	補助率・上限金額
① 設備投資支援補助金 (1)生産性向上設備導入枠	6月1日(月)～12日(金) 【要事前申請】 【予算に達しない場合は本市ホームページでお知らせします】	設備投資をする事業者 (大企業も可)	直接的に生産性の向上に寄与する設備設置経費	①個人事業主 3分の1以内 上限 50万円 ②法人(小規模) 3分の1以内 上限 100万円 ③法人(その他) 5分の1以内 上限 150万円 ※事業所税加算 最大 50万円
② 設備投資支援補助金 (2)省エネ設備導入枠	随時(予算上限達成まで) 【要事前申請】	省エネ最適化診断等の診断結果に基づく省エネ設備の導入が更新する事業者	省エネ設備の導入費用、設備更新費用	3分の1以内 上限 100万円 ※事業所税加算 最大 50万円
③ 人材確保支援補助金	随時(予算上限達成まで) 【要事前申請】	事業活動に必要な人材の確保や、事業課題解決のために副業人材を活用する事業者	人材紹介会社手数料、副業人材報酬	【副業人材活用型】 紹介会社手数料 10分の10以内 上限 10万円 副業人材報酬(3ヵ月) 2分の1以内 上限 15万円 【転職型】 2分の1以内 上限 50万円
④ DX推進補助金	5月11日(月)～22日(金) 【要事前申請】	業務効率化や課題解決を目的としてDX化を推進する事業者(大企業も可)	ソフトウェア導入、開発経費など	3分の1以内 小規模事業者 2分の1以内 各上限 150万円 ※事業所税加算 最大 50万円
⑤ 経営計画実行補助金	随時(予算上限達成まで) 【要事前申請】	前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会の支援を受け、経営計画の見直しに取り組む事業者(1年未満のスタートアップ企業も可)	販路開拓・売上向上のための事業費など	3分の2以内 上限 20万円
⑥ 人財スキルアップ補助金	来年1月4日(月)～29日(金)	従業員の人材育成を実施する事業者	研修費用、受講料など	2分の1以内(小規模事業者は3分の2以内) 上限 7万円 (DX人材育成の取り組みがあるか、事業継続力強化計画策定済みの場合は上限に5万円を加算)
⑦ 新製品・新技術開発費補助金	随時(予算上限達成まで) 【要事前申請】	新製品・新技術の開発に取り組む事業者(1年未満のスタートアップ企業や大企業も可)	開発経費	①製品・技術開発枠 3分の2以内 ②新商品・特産品チャレンジ枠(地域資源を活用の商品開発等) 2分の1以内 各上限 50万円
⑧ 事業拡張サポート補助金	随時 【要事前申請】	工業団地内で工場、物流施設等を増設か建て替える事業者(大企業も可)	①固定資産税など ②事業所税資産割 ③新規雇用	①相当額(3年間) ②2分の1相当額(3年間) ③1年後に10万円×前橋市民新規雇用1人(1回上限 200万円)